

狂犬病集合予防注射実施のためのガイドライン

監修 厚生省生活衛生局乳肉衛生課

平成8年度

社団法人 日本獣医師会

目 次

1. 狂犬病集合予防注射実施のためのガイドラインの意義	1
2. 狂犬病予防法による予防注射	1
1) 通常措置としての予防注射	1
2) 狂犬病集合予防注射に関する通知	2
3. 狂犬病集合予防注射の実施	2
1) 総 論	2
2) 集合予防注射	3
3) 予診の必要性	3
4) 予診の手順	3
5) 問診票の項目とその目的	3
6) 一般的注意	4
4. ワクチンの特徴及び接種時の注意	4
1) 現在使用されている狂犬病組織培養不活化ワクチンの特徴	4
2) 注射時の注意	5
3) ワクチン相互の間隔	5
5. 注射不適當犬及び注射要注意犬	5
1) 狂犬病予防注射を受けることが適當でない犬（注射不適當犬）	5
2) 狂犬病予防注射の可否を判断する場合に注意を要する犬（注射要注意犬）	6
6. 副作用と対策	8
1) 狂犬病予防注射による副作用	8
2) 副作用対策	8
3) 副作用発生時における対応	9

7. 参考資料	10
1) 様式関係 (参考例)	10
狂犬病集合予防注射問診票	10
狂犬病予防注射実施猶予証明書	11
狂犬病予防接種後副作用報告書	12
2) 通知関係	13
狂犬病予防法の施行について (昭和 25 年 10 月 5 日, 各都道府県知事・各政令 市市長宛, 厚生事務次官通知)	13
狂犬病予防法施行に関し日本獣医協会へ協力方依頼について (昭和 25 年 10 月 9 日, 衛発第 746 号, 各都道府県知事宛, 厚生省公衆衛生局長通知)	14
犬に咬まれた人の狂犬病予防措置について (昭和 28 年 2 月 23 日, 衛発第 115 号, 各都道府県知事宛, 厚生省公衆衛生局長通知)	15
狂犬病予防法による犬の狂犬病予防注射の実施について (昭和 28 年 5 月 20 日, 厚生省発衛第 137 号, 各都道府県知事・各政令市市長宛, 厚生事務次官通知)	16
犬の狂犬病予防注射の実施について (昭和 28 年 5 月 20 日, 衛乳第 16 号, 各 都道府県衛生部長宛, 厚生省乳肉衛生課長通知)	16
許可, 認可等の整理に関する法律の施行について (昭和 42 年 8 月 23 日, 環乳 第 7061 号, 各都道府県知事・各政令市市長宛, 厚生省環境衛生局長通知)	17
地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理, 合理化等に関する法律等の施行 について (昭和 60 年 7 月 12 日, 衛企第 72 号, 各都道府県知事・各政令市 市長・各特別区区长宛, 厚生省生活衛生局長通知)	18
狂犬病予防法施行規則の一部改正について (昭和 60 年 9 月 14 日, 衛乳第 40 号, 各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长宛, 厚生省生活衛生局長 通知)	19
許可, 認可等の整理及び合理化に関する法律の施行について (平成 6 年 11 月 30 日, 衛乳第 175 号, 各都道府県知事・各政令市市長宛, 厚生省生活衛生 局長通知)	20
狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法 律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正 する政令等の施行について (平成 7 年 2 月 6 日, 衛乳第 15 号, 各都道府県 知事・各政令市市長・各特別区区长宛, 厚生省生活衛生局長通知)	21

1. 狂犬病集合予防注射実施のためのガイドラインの意義

狂犬病の防圧には、犬に対する狂犬病集合予防注射の果たしてきた役割は極めて大きい。犬の狂犬病発生数は、昭和20年以降、昭和31年迄の12年間において、昭和24年をピークとして2,631頭に上り、同じ期間に人の罹患数も217名に達した。昭和25年に制定された狂犬病予防法による犬へのワクチン注射の義務付けにより、昭和32年以降、国内における狂犬病発生はみられず、清浄状態を維持している。

しかし、海外交流の活発化に伴う狂犬病上陸の脅威を忘れてはならない。国民が安全に動物を飼育し、動物と親密な交流ができる現状は、狂犬病集合予防注射の効果によるものといえよう。このことは、広く国民に理解を求め、予防注射率の向上に協力を願うものである。

現行の狂犬病予防法でも、国民を狂犬病から保護する戦略として、91日齢以上の全ての犬に予防注射を義務付けている。

かつて狂犬病が蔓延し、人の生命に危険が差し迫っていた時代も過ぎ去った今日、犬に対する予防注射によって、極めて稀に生ずる犬の健康被害が注目されるようになった。その予防注射によって不可避免的に生ずる少数の副作用と思われる健康被害を少しでも減らすため、獣医師は細心の注意を払わなければならない。

このガイドラインは、特に製造物責任法（PL法）による動物用医薬品の使用警告と獣医師の責任などを配慮し、狂犬病集合予防注射に際して、獣医師に求められる一般的注意事項ならびに犬の所有者（飼主）に対して協力要請する事項や保健所など担当行政部門と協力して行う事項を概説するものである。

2. 狂犬病予防法による予防注射

1) 通常措置としての予防注射

予防注射の接種義務は狂犬病予防法第5条に規定されている。

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2. 都道府県知事は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3. 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

予防注射の時期（年齢）は、狂犬病予防法施行規則第 11 条に規定されている。

第 11 条 生後 91 日以上の子犬（次項に規定する犬であつて、3 月 2 日から 6 月 30 日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第 5 条第 1 項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に 1 回受けさせなければならない。ただし、3 月 2 日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2. 生後 91 日以上の子犬であつて、3 月 2 日（1 月 1 日から 5 月 31 日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の 3 月 2 日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第 5 条第 1 項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から 30 日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3. 前 2 項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第 1 項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替へるものとする。

2) 狂犬病集合予防注射に関する通知

狂犬病予防法の施行後における予防注射体制を整備するために数次にわたつて通知（別掲）が發せられ、今日の集合注射の制度が確立された。

3. 狂犬病集合予防注射の実施

1) 総 論

狂犬病集合予防注射は、基本的には都道府県知事が地元の獣医師会に委託して、その会員獣医師によって実施される。

地域によって注射実施場所（以下、会場）単位における注射頭数は一定ではない。従つて、会場ごとの獣医師構成規模等を一定にすることはできないが、十分な予診が行えるような体制を整備する必要がある。

各自治体と獣医師会で構成する地域の狂犬病予防協議会は、事前に十分協議し、個別注射と遜色なく十分に予診が実施できるように、集合予防注射会場および担当獣医師数ならびに予診方法などを設定する。

なお、狂犬病予防注射は狂犬病予防法により実施されるものであり、適正に実施するため

には、犬の所有者には問診に対し正確に健康状態を報告する協力義務のあることを周知させることも必要である。

2) 集合予防注射

集合予防注射会場における執務者は、少なくとも狂犬病予防員1名、獣医師2名以上によって構成する。獣医師1名は予診担当者とし、注射前に診察を行ない、注射不適當犬および注射要注意犬を確認し、注射担当者はこの結果を踏まえて予防注射を実施する。

ただし、離島・山間僻地において注射頭数の少ない集合予防注射会場を巡回する場合においては、獣医師の人数はこの限りではない。

なお、獣医師の人数は、単位時間当たりの注射頭数に応じて配置することが望ましい。

3) 予診の必要性

予防注射の副作用による健康被害は、不可避免的に生ずるものが大部分であり、注射前の診察によって全ての健康被害の発生を予見することは極めて困難である。獣医師は、善良なる管理者としての注意義務をもって予診を行わなければならない。

4) 予診の手順

- (1) 狂犬病予防注射の対象となる全ての犬の飼い主に対し、あらかじめ狂犬病予防注射の意義・目的および予防注射前後の一般的注意事項等を理解させるための説明書を配布する。同時に問診票も配布する。
- (2) 集合注射会場において、飼主が説明書の内容をよく理解していることを確認する。もし、説明書の内容が理解されていないときは、会場において、あらためて説明書の理解を求める。
- (3) 注射前の診察により、問診票に記入された各項目を確認する。問診票には、予診を行った獣医師の記入欄を設け、追加の問診によって知り得た事項を記載すると同時に、当日注射の可否を判定し、記録しておく。

5) 問診票の項目とその目的

問診票の各項目のチェック法は以下のとおりである。詳細については本ガイドラインの予防注射を猶予する場合などの事項も参照して実施する。

(1) 当日の体調

- ① どのように体調が悪いかを記入する。
- ② 病気の種類や病態を担当獣医師が診断して、予防注射を猶予するか否かを判断する。

(2) 最近1か月以内の病気

- ① 91日齢以上12カ月未満の発育中の犬は、急性感染症に罹りやすいと考えられる。明らかにそれらの感染症に罹っている場合には、回復をまってから予防注射を行うように指導する。
- ② 重篤な心不全・腎不全などに罹っている犬についても予防注射の実施を猶予する。

(3) 予防注射による副作用

- ① 以前に狂犬病予防注射による副作用（顔面腫脹・痙攣等）の既往のある犬は、予防注射を猶予する。
- ② 狂犬病ワクチン以外のワクチンによる副作用の既往が認められる犬については、添加物を含め狂犬病ワクチンとの共通性のチェックを行う。

(4) 獣医師の記入欄

- ① 獣医師は問診票をチェックし、必要に応じて質問を行い、さらに診察した上で、予防注射の可否を判断して飼主に説明をする。
予防注射を猶予する場合は、獣医師は猶予証明書を発行する。

(5) 狂犬病予防注射を猶予した犬の取り扱い

会場において予防注射を猶予する場合は、獣医師はその理由および猶予の期間などを猶予証明書（別掲）に記載し、飼主に交付する。猶予証明書交付に当たっては、猶予期間終了後、速やかに予防注射を受けるよう飼主に指示する。

6) 一般的注意

- (1) 狂犬病予防ワクチン注射後24時間は副作用の出現を注意観察する。
- (2) 運動及び入浴
過激な運動や入浴は、体調に変化を生ずるおそれがある。ワクチン注射後24時間および注射後副作用が発現したときは治癒するまで予防注射は避ける。
- (3) ノミ駆除の処置（低毒性有機リン剤等の滴下もしくは首輪の装着）は、体調に変化を生ずるおそれがあるので、予防注射を実施する前後1週間は避けることが望ましい。
- (4) 不妊手術などは、緊急性がなければ、予防注射後1週間は避けることが望ましい。

4. ワクチンの特徴及び接種時の注意

1) 現在使用されている狂犬病組織培養不活化ワクチンの特徴

狂犬病固定毒西ヶ原株のHmLu細胞順化ウイルスRC・HL株をHmLu細胞で増殖させ、

マクロゴール処理で精製濃縮したのち、 β -プロピオラクトンで不活化し、チメロサルを加えたものである。

本剤は、灰白色で微量の沈殿物を認めるが、振盪すればほとんど透明で均質な液体となる。pH は 6.8~7.4 である。

2) 注射時の注意

- (1) 予防注射用ワクチンに添付されている使用説明書の注意事項を遵守する。
- (2) 犬の皮下又は筋肉内に 1ml 注射する。
- (3) 他のワクチンとの同時注射は行わない。

3) ワクチン相互の間隔

- (1) 狂犬病組織培養不活化ワクチンと、他のワクチンとの相互間における注射間隔は次の通りである。
 - ① 本剤注射前に生ワクチンを注射している場合は、1 か月以上の間隔をあける。
 - ② 本剤注射前に不活化ワクチンを注射している場合は、1 週間以上の間隔をあける。
 - ③ 本剤注射後に他のワクチンを注射する場合は、1 週間以上の間隔をあける。

5. 注射不適當犬及び注射要注意犬

注射不適當犬とは、狂犬病予防注射を受けることが適當でない犬を指し、これらの犬には注射を行ってはならず、猶予証明書を発行する。

注射要注意犬とは、狂犬病予防注射の可否の判断を行うに際し、注意を要する犬を指す。この場合、予防注射を受ける犬の健康状態及び体質を勘案し、注意して注射する。

注射不適當犬及び注射要注意犬は、予診を行うことによって把握する。

1) 狂犬病予防注射を受けることが適當でない犬（注射不適當犬）

- (1) 咬傷事故を起こし、鑑定期間中の犬。

- ① 咬傷犬について定められている 2 週間の鑑定期間中は、鑑定の適正を確保するため狂犬病予防注射は行ってはならない。しかし、鑑定終了後には、遅滞なく予防注射を行う。

- (2) 重篤な疾病に罹っていることの明らかな犬。

- ① 重篤な疾患に罹っている場合には、病気の進展状況が不明であり、このような状態において予防注射を行うことはできない。

- ② 予防注射を受けることができない犬は、『重篤』な疾患に罹っており、そのことが『死』に関わる病態の犬をいう。病態が重篤でなければ予防注射を行うことはできる。
- (3) 重篤な心不全状態にある犬。
- ① 重篤な心不全の犬は、近い将来に突然死の起こることが予期できる。すなわち、余命が極めて短いと判断される場合である。
- ② フィラリアが寄生している犬や高齢犬で僧帽弁閉鎖不全症を有する犬でも、心不全がコントロールされている状態の犬については予防注射を行うことができる。
- (4) 急性期・増悪期の腎不全状態にある犬。
- ① 急性期・増悪期の腎不全の犬は、予後が非常に悪く、余命が短いと判断される。
- ② 予診においては、極度に消瘦し口臭や尿臭を発し、口腔内潰瘍や可視粘膜に貧血を認め、最近1週間以内の尿量が減少傾向を示す犬の場合である。
- (5) 以前に狂犬病組織培養不活化ワクチンや他のワクチン注射により、アナフィラキシーを呈したことが明らかな犬。
- ① 以前の予防注射により虚脱、末梢循環不全、血圧低下、呼吸速拍、流涎、痙攣等のショック症状を呈し、明らかなアナフィラキシーと判断された犬の場合には、予防注射を行わない。
- ② 一般的なアレルギー（顔面腫脹、掻痒、じんま疹等）については、注射要注意犬の項を参照されたい。

2) 狂犬病予防注射の可否を判断する場合に注意を要する犬（注射要注意犬）

- (1) 明らかな発熱を呈している犬。
- ① 明らかな発熱とは、安静時の体温が39.5℃を超えている場合を指す。しかし、集合注射会場における検温は、運動時の検温にも等しい場合が多いので、画一的に判断はできない。病的な発熱の診断は、全身状態（倦怠感、膿性鼻汁、食欲不振など）を観察して診断する。
- (2) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び栄養障害等の基礎疾患を有することが明らかな犬。
- ① 心臓血管系疾患を有する犬
- i. 高齢（6歳以上）な小型犬種には、慢性房室弁閉鎖不全を認める犬が多い。しかし、心不全がコントロールされている状態であれば、予防注射を行うことは可能である。
- ii. フィラリアが寄生している犬でも、予防注射が病態に影響を及ぼした報告は見当たらない。従って、重篤な心不全を呈する犬以外は、予防注射を行うことは可能で

ある。

iii. 大型犬種における心筋症は、それ自体突然死の原因となるが、予防注射がそのことを誘発した報告は見当たらない。

iv. その他の心臓血管系疾患を基礎疾患として持つ犬でも、心不全がコントロールされていれば、予防注射を行うことは可能である。

② 腎臓疾患を有する犬

i. 急性期、増悪期の腎不全を有する犬には、予防注射を行わない。

ii. 主治医が予防注射をすることを不適当と認めたもの（主治医の診断書提示が望ましい）。

iii. 慢性腎不全を基礎疾患として持つ犬でも、食餌制限、内科的治療等によりコントロールされている犬は、予防注射を行うことは可能である。

③ 血液疾患及び栄養障害等のある犬

i. 悪液質に陥って、予後の極めて悪い犬については治療を優先し、その時点では予防注射は行わない。

④ その他の基礎疾患のある犬

i. 予後が極めて悪い犬以外は、予防注射を行うことは可能である。

(3) 前回の予防注射で2日以内に発熱の認められた犬、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある犬。

① このような場合には、再注射後に再び症状の現れることもあるため、注意を要する。発熱の軽度な場合には、注射を行うことはできる。しかし、高熱や全身性発疹の場合には、対象犬における過去の予防注射回数、緊急性などを配慮して、予防注射の可否を決定する。

(4) 過去に痙攣の既往歴のある犬。

① 痙攣

i. 痙攣には、良性の熱性痙攣、気道障害による窒息性痙攣、循環障害に起因する痙攣、神経学的な基礎疾患に起因するものなどが知られている。

ii. 痙攣発生後、どの程度の期間を必要とすれば、良性の痙攣か、神経学的な基礎疾患があるのか、その本態を予診段階で明確にすることは不可能である。

iii. 脳神経系に器質的障害のない痙攣では、基礎疾患を考慮して予防注射を行うことは可能である。

iv. 抗痙攣剤の投与を受けている犬では、主治医の判断と飼主の希望により、予防注射をすることもできる。

(5) 狂犬病組織培養不活化ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある犬。

- ① ワクチン成分に対してアレルギーを有すると考えられる犬が対象となる。
 - ② 前回の予防注射で局所反応が発現した犬には、ワクチン液による皮内反応を実施するなど、事前チェックをする必要がある。
- (6) 妊娠中の犬。
- ① 妊娠初期および妊娠末期にある犬については、予防注射を猶予する。
 - ② 妊娠中期の犬には、予防注射をすることは可能である。
- (7) 強度の興奮状態にある犬。
- ① 強度の興奮状態にある犬は、所有者（飼主）の制止により落ち着くまで予防注射は行わない。
 - ② 犬の所有者（飼主）の希望により保定器具を用いて保定された場合には、予防注射を行なうことができる。

6. 副作用と対策

1) 狂犬病予防注射による副作用

局所反応として注射部位の発赤、硬結、疼痛などがみられる。全身反応としては、アナフィラキシーショック、発熱、熱性痙攣などがあげられる。これらの全身反応は、注射直後から24時間以内に発現する。

2) 副作用対策

(1) 通常みられる副作用に対する対策

① 局所の発赤、腫脹、硬結

一般に発赤や腫脹は3～4日で消失するが、重度の熱感および発赤を認めた場合は局所の冷湿布を行なう。硬結は次第に小さくなるが、1か月経過してもなお残る場合もある。これについては放置してもよい。

② 発熱

一般的処置として、解熱剤の投与を行なう。

(2) 通常みられない副作用に対する対策

① 熱性痙攣やアナフィラキシーショックなどに対する処置は、一般の救急処置に準じて行う。

② 救急処置を行なうための獣医療用具等としては、次のものを準備する。

i) 気道確保に必要な器具一式

- ii) 人工呼吸用具
- iii) ディスポーザブル注射器
- iv) 駆血帯
- v) エピネフィリン注射液
- vi) 抗ヒスタミン剤注射液
- vii) ハイドロコチゾン注射液
- viii) 炭酸水素ナトリウム注射液
- ix) 輸液剤

3) 副作用発生時における対応

狂犬病予防注射の副作用としての健康被害、またはその疑いのある犬を診察した場合には、獣医師は次の事項により対処する。

- (1) 犬の飼い主から詳しく問診し、注射当日の体調、注射時の状況、注射後の状況、体調の変化の発生した時期、その後、診察を受けるに至るまでの経過などを聴取し、診療簿に記載しておく。
- (2) 主要症状を確実に把握し、あわせて、注射部位の変容（発赤、腫脹、疼痛および化膿など）の有無および程度などについて詳しく必ず観察しておく。
- (3) 死亡事故の場合は、解剖により死因の調査を行なうよう努める。
- (4) 報告

事故発生時には、直ちに『狂犬病予防注射副作用報告書（別掲）』を用い、管轄保健所および地方獣医師会へ提出する。

(5) 狂犬病予防注射後副作用調査

地方獣医師会は、狂犬病予防注射後に副作用事故が発生した際には、狂犬病予防注射後副作用調査委員会等を設け、事故原因の解明のための資料収集および助言を行なう。

7. 参 考 資 料

1) 様 式 関 係 (参考例)

狂 犬 病 集 合 予 防 注 射 問 診 票

登録番号 _____

住所 _____

氏名 _____

畜犬名 _____

種類 _____

雄・雌

生年月日

年

月

日

- 1 現在、愛犬に体調の悪いところがありますか？ はい ・ いいえ
()
- 2 現在、何か治療を受けていますか？ はい ・ いいえ
()
- 3 今まで狂犬病予防注射で、体調が悪くなりましたか？ はい ・ いいえ
()

獣医師の診断：予防注射 可 ・ 否

診断月日 年 月 日

獣医師 _____

狂犬病予防注射実施猶予証明書

第 号

所有者及管理者 住所氏名		(電話)			
登録番号	第 号	毛 色		体 格	特大 大 中 小
種 類		性 別	♂ ♀	犬 の 名	
この犬は、下記理由により狂犬病予防注射の実施を猶予する必要があることを認めます。					
理由病名等					
認 定 月 日	年 月 日	猶予を要する期間		年 月 日まで	
診断した獣医師の氏名		印 (電話)			

狂犬病予防接種後副作用報告書

保健所長 殿

飼主氏名 住所	(電話)						
被注射動物	登録番号	第	号	毛 色	体 格	特大 大 中 小	
	種 類			性 別	♂ ♀	犬の名	
獣 医 師	出場獣医師	氏 名					
		連絡先					
	会 場						
報 告 者	氏 名	(電話)					
	所属獣医師会	(電話)					
予防接種 の状況	注 射 日	平成	年	月	日	午前・午後	時 分
	ワクチン の種類	製造所名			ロット番号		
		注射部位			注 射 方 法		
		注 射 前 の 異 常					
		問診票での留意点	有 (具体的に) ・ 無				
副作用 の概要	発生時刻		年	月	日	時 分	
	概要 (稟告, 主要臨床症状, 臨床経過, 診断, 検査等)						
	他の疾患の可能性						
予 後	1 死亡, 剖検所見 () 2 重篤 3 入院 (診療病院名 入院日 退院日) 4 後遺症 5 その他						
回復状況	1 回復している 2 まだ回復していない 3 不明						
報告回数	1 第1報 2 第2報 3 第3報						

保健所記入欄

受付日時	年 月 日	時 分
受付者氏名		

2) 通 知 関 係

○ 狂犬病予防法の施行について

〔昭和 25 年 10 月 5 日 厚生省発衛第 170 号
各都道府県知事・各政令市長宛 厚生事務次官通知〕

さきの臨時国会において成立をみた狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）は、本年 8 月 26 日公布施行され、また、同法施行規則も本年 9 月 22 日厚生省令第 52 号をもって公布施行されることになったが、本法制定の主旨は、近年狂犬病の発生が激増し、これによる被害が甚大である状況に鑑み、本病の予防防疫体制を一層徹底強化するため狂犬病発生時における防疫措置を完璧ならしめるとともに、通常時においても本病の予防防疫体制の万全を期するため、予防防疫対象を確実に把握し、常時すべての犬に免疫を与え、我が国をして狂犬病の無害地域たらしめようとするにあり、下記事項に留意の上、その陣営に遺憾なきを期せられたい。なお、本病の予防については、犬の所有者の責任自覚が第一条件であるので、新たに犬の所有者に種々の義務を課した本法の施行を機として、犬の所有者の啓蒙指導に特に努力せられたく命によって通知する。

記

第 1 予防注射

- 1 法第 5 条の規定による予防注射は、原則として開業獣医師に行わせることとし、予防員が予防注射を行うことは、近隣に開業獣医師のいない保健所において犬の所有者が希望する場合等とせられたいこと。
- 2 予防注射の実施については、次の方式によられたいこと。
 - (1) 予防注射の実施計画樹立にあたっては、あらかじめ地方獣医協会等と十分協議すること。
 - (2) 定期予防注射は集合注射によることとし、その際は保健所職員が立ち会い、注射施行と同時に所有者に注射済票を交付すること。
 - (3) 定期予防注射漏及び注射期間以外において注射の必要を生じた犬については、開業獣医師が個々に注射を行うことを原則とすること。
 - (4) その場合、予防注射を受けた犬の所有者が個々に保健所へ注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じて差し支えないこと。ただし、この場合には注射済票の保管及び交付について十分に監督すること。
 - (5) 開業獣医師が予防注射を行うに当たっては、狂犬病予防液の品質を十分保持し得る設備及び器具を十分に殺菌し得る設備を整備するように指導すること。
- 3 予防注射済票については、4、5、6 月の分と 10、11、12 月の分とは、これの色彩を異にする等識別し易いようにすること。
- 4 輸入された犬であって外国で次期の予防注射時期まで有効な注射を受けていることを証明する書面（外国で発行した証明書は、動植物検疫所（出張所を含む。以下同じ。）で保管し、同所においてその写を発行する。）があるもの又は動植物検疫所において犬の輸入検疫のため予防注射を実施した旨を証明する書面のものについては、当該書面により注射済票を交付すること。
- 5 犬の所有者が開業獣医師に対して支払う注射料金については、不当に高額とならぬようあらかじめ開業獣医師と協議して決定すること。
- 6 法第 13 条の臨時の予防注射の実施については、できるだけ開業獣医師の協力を得てこれを行うようにすること。

○ 狂犬病予防法施行に関し日本獣医協会へ協力方依頼について

〔昭和 25 年 10 月 9 日 衛発第 746 号
各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知〕

昭和 25 年 10 月 5 日厚生省発衛第 170 号厚生事務次官通知によって示されたように、法第 5 条の規定による予防注射は原則として開業獣医師に行わせることとなったので、別添の通り本法施行に関する協力方を日本獣医協会会長宛申入れたので、右御承知ありたい。

(別 添)

狂犬病予防法施行に関し協力方依頼について

(日本獣医協会会長宛 厚生省公衆衛生局長通知)

狂犬病頻発の現状に鑑み、これが徹底的撲滅を図るため、さきの臨時国会において狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の成立を見、本年 8 月 26 日公布施行されたことは既に御承知の通りであるが、同法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）も本年 9 月 22 日公布施行され、本法の施行について 10 月 5 日厚生省発衛第 170 号をもって厚生事務次官より各都道府県知事及び政令市長宛別紙の通りの依命通牒が発せられこれが実際運用の運びとなった。この事務次官通知に明示してある通り、法第 5 条の規定による予防注射は開業獣医師がこれを行うことを原則としているのであるが、かかる新規の方法採用は将来における各方面の諸施策に対し影響するところ大なる試みとして、この成果如何について注視を浴びている次第もあり、左記の諸点を考慮せられ、本法施行に関し積極的な御協力を御願います。

記

- 1 狂犬病予防全般の責任は、いうまでもなく都道府県知事（又は保健所を設置する市の市長）にあり、予防注射の実施もその施策の一環として都道府県（又は保健所を設置する市）の計画の下に行うものであるから、別紙事務次官通知第 1 の 2 の(1)の「協議」の語の解釈についてこの意味において誤解のないようにせられたい。
- 2 開業獣医師の狂犬病予防液の保管、注射施行の技術については特に注意願いたい。
- 3 注射はできるだけ廉価で行い、注射料金の高額故に注射施行率の低下を招くことのないように指導を願いたい。
- 4 注射実施方式の転換期に際し、円滑に新方式に移行し得るよう地方協会、地方庁間の連絡を密にし、いたずらな混乱、空白の生ずることを避けられたい。
- 5 前記諸点の趣旨について、貴協会関係開業獣医師に十分連絡せられたく、また、今後本件の実施の実情等について本省に連絡願いたい。

(別 紙) 略

○ 犬に咬まれた人の狂犬病予防措置について

〔昭和 28 年 2 月 23 日 衛発第 115 号
各都道府県知事宛 厚生省公衆衛生局長通知〕

人の狂犬病の予防対策については、かねてより配慮しておられることと思うが、人の狂犬病の致命率は 100 パーセントであり、また、一方本病ワクチン接種による副作用も相当高度に認められている点に鑑み、犬（狂犬病の疑いあるその他の動物も含む。）に咬まれた人の措置については、左記事項及び別紙参考事項を参照の上、狂犬病の発病防止に格別の御配慮を願いたい。

記

1 平常時各都道府県においては次の準備をしておくこと。

- (1) 狂犬病の発生地域（過去 10 年間に於いて犬の狂犬病の発生を見た都道府県及びそれらの地域と密接な関係にある都道府県をいう。以下同じ。）においては、都道府県庁及び各保健所に少くとも完全接種 1 人分の狂犬病ワクチンを常時準備しておくこと。

ワクチンの供給については昭和 27 年 8 月 4 日薬発第 334 号通知「狂犬病ワクチンの供給について」により譲渡或は仮渡しを受けておくこと。

- (2) 発生地域以外の都道府県においては、都道府県庁に少くとも完全接種 1 人分の狂犬病ワクチンを常時準備しておくこと。

2 犬に咬まれた者及びその診療にあたる医師に対しては次の措置をとるよう周知せしめておくこと。

(1) 被害者（又はその家族の者等）のとるべき措置

イ 直ちに局所の出血を促し流血による傷口の洗滌を計ること。

ロ 直ちに傷口のみならず犬の唾液が附着したと思われる所はすべて石鹼水又は食塩水（やむを得ないときは清水）で入念に洗滌し、更に病院、診療所等において局所の治療を受けること。

ハ 直ちに保健所に連絡すること。また、出来れば加害犬をけい留し又は保健所まで連行すること。

(2) 犬に咬まれた者を診察した医師のとるべき措置

イ 直ちに局所を出来るだけ広く開口させ、傷の底部及び側面まで徹底的に逆性石鹼、リゾール、滅菌食塩水等をもって洗滌し、その後は通常の創の処置に準ずること。ただし、通常縫合は行わない。

ロ 直ちに保健所と連絡し爾後の処置を協議すること。

3 犬に咬まれた者があることを知った場合は保健所は次の措置をとること。

(1) 局所の処置がすんでいないときは直ちにこれを行うこと。

(2) 犬の診断、傷の状況等より狂犬病ワクチン接種の必要の有無を検討し、必要があると認めたときは接種量、接種方法等を決定すること。この際出来る限り主治医と協議して決定すること。接種の実施にあたっては別紙「狂犬病ワクチンの接種方法について」（略）を参考にすること。

(3) 患者の希望により、狂犬病ワクチンの接種を保健所以外の場所において行う場合は、狂犬病ワクチン及び前項の別紙を接種にあたる医師に確実に送達し得るような措置を講ずること。

(4) 加害犬が既に死亡し又は殺されている場合は必ず、また、必要ある場合は殺して脳材料の病理組織学的検査（ネグリー小体の検査、非化膿性脳炎像の有無）、脳材料による病毒学的検査（主としてマウス脳内接種法による病毒分離試験）を行うこと。その要領は衛生検査指針Ⅱの「狂犬病検査指針」（略）によること。

(5) 前項の検査を実施した場合は、使用した脳材料の残り（なるべく縦割半分）をなるべく国立予防衛生研究所に送付すること。この際次の注意事項を守ること。

イ 検査材料はなるべく無菌的に取り扱うこと。

ロ 検査材料はなるべく新鮮に保つこと。

ハ グリセリンは使用してはならないこと。

ニ 容疑獣の生前の症状、被害者数、被害の状態等についても出来るだけ詳細な記録を添えること。

これは脳材料（或は唾液腺）から直接補体結合反応用の抗原を作って、これを予め狂犬病ウイルスで免疫された免疫血清との間に補体結合反応を行うためのものである。

（別 紙）以下略

○ 狂犬病予防法による犬の狂犬病予防注射の実施について

〔昭和 28 年 5 月 20 日 厚生省発衛第 137 号
各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生事務次官通知〕

狂犬病予防法第 5 条の規定による犬の狂犬病の予防注射の実施については、昭和 25 年 10 月 5 日厚生省発衛第 170 号通知「狂犬病予防法の施行について」で通知したところであるが、実施責任の所在について若干の疑義もあり、その円滑な実施と徹底に欠ける向もあったので、今後は左記により予防注射を実施し、狂犬病予防の完璧を期することとされたく、改め通知する。

記

- 1 都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）は、狂犬病予防法第 5 条の規定による予防注射の完全な実施を確保するため、その責任において予防注射を実施するものとする。ただし、この場合実際の注射行為は、地方獣医師会と協議の上選任した開業獣医師をして行わせることとし、狂犬病予防員が注射行為を行うことは、近隣に開業獣医師がいない等のやむを得ない場合に限ること。
- 2 予防注射の実実施計画樹立にあたっては、あらかじめ地方獣医師会と十分協議する等緊密な連携の下に行うこと。

○ 犬の狂犬病予防注射の実施について

〔昭和 28 年 5 月 20 日 衛乳第 16 号
各都道府県衛生部長宛 厚生省乳肉衛生課長通知〕

標記については、昭和 28 年 5 月 20 日厚生省発衛第 137 号通知「狂犬病予防法による犬の狂犬病予防注射の実施について」で厚生事務次官より通知したところであるが、なお、左記事項に御留意の上これが実施に万全を期されたい。おって本件に関しては、かねて日本獣医師会側と再三協議の結果、完全に円満了解を得ているので念のため申し添える。

記

- 1 狂犬病予防法第 5 条による通常時の予防注射は、都道府県知事（政令市の市長）が実施する方針としたが、このために獣医師会と不要な摩擦をきたさぬよう十分注意し、その趣旨のあるところを理解、納得せしめて、注射実施の効果的な体制を整えること。
- 2 本措置は、定期の予防注射の期間内において、都道府県知事（政令市の市長）の行う集合注射を受けることを希望しない者に対し、一般開業獣医師から個々に予防注射を受けることを禁止する趣旨のものではない

こと。なお、定期予防注射漏、注射期間以外における予防注射は従来通り開業獣医師が行うこと。

- 3 犬の狂犬病予防注射は、今後とも獣医師会の協力を得て実施することに変わりはないので、計画その他については常に獣医師会と緊密な連絡をとること。
- 4 注射の技術提供料（開業獣医師の雇い上げ料）については、地方の事情もあることと思われるので、地元獣医師会と個々に話し合の上、隣接都道府県との均衡等も勘案して高価にわたらぬよう公正妥当な線にとり決め、努めて注射の普及を阻害しないようにすること。
- 5 この機会に都道府県の徴収する注射手数料等は、あたうるかぎり引下げを講ずる等、犬の所有者の負担軽減を計り、注射実施の徹底を促進すること。

○ 許可、認可等の整理に関する法律の施行について

〔昭和 42 年 8 月 23 日 環乳第 7061 号
各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知〕

「許可、認可等の整理に関する法律」が昭和 42 年 8 月 1 日法律第 120 号をもって公布され、へい獣処理場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）の一部及び狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の一部が改正され、公布の日から施行された。

これに伴い優生保護法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 42 年政令第 234 号）をもって狂犬病予防法施行令（昭和 28 年政令第 236 号）の一部が、また、公益質屋法施行規則等の一部を改正する省令（昭和 42 年厚生省令第 25 号）をもって狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）の一部が改正され、それぞれ 8 月 1 日から施行された。

その詳細は左記のとおりであるので、その施行に当たっては遺憾のないようにされたい。

なお、「許可、認可等の整理に関する法律」は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見を具体化したものであり、狂犬病予防法等における改正もその趣旨に沿って当面処理すべき事項に限定して整理したものである。

記

1 法律改正の要点

- (1) 狂犬病予防法第 8 条第 1 項における狂犬病に関する診断等を行なった獣医師の届出については、公衆衛生行政が保健所を中心として運営されている点からみて市町村長への届出を保健所長への届出に改めたこと及び保健所を設置する市についての特例は政令で定めるものとしたこと。
- (2) へい獣処理場等に関する法律の一部改正は、適用条文の訂正を行なったものであること。

2 政、省令改正の要点

- (1) 狂犬病予防法施行令（以下「令」という。）の改正は、狂犬病予防法第 8 条第 2 項の規定に基づいて都道府県知事に対して保健所長が行なう報告は、保健所を設置する市にあっては市長を経由することとしたものであること（令第 6 条）。
- (2) 狂犬病予防法施行規則第 16 条の一部改正は、法改正に伴って狂犬病の犬の届出事項の届出先を市町村長から保健所長に改めたものであること。

○ 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律等の施行について

〔昭和 60 年 7 月 12 日 衛企第 72 号
各都道府県知事・各政令市長・各特別区区长宛 厚生省生活衛生局長通知〕

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律、児童福祉法施行令等の一部を改正する等の政令及び伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令が、それぞれ、昭和 60 年 7 月 12 日法律第 90 号、昭和 60 年 7 月 12 日政令第 225 号及び昭和 60 年 7 月 12 日厚生省令第 31 号をもって公布されたことに伴い、伝染病予防法（明治 30 年法律第 36 号）、伝染病予防法施行令（昭和 25 年政令第 120 号）、伝染病予防法施行規則（大正 11 年内務省令第 24 号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 112 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号）、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）及びと畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）の一部がそれぞれ改正された。その改正の趣旨及び内容等は、左記のとおりであるので了知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

国及び地方を通ずる行政改革を促進する等のため、「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」（昭和 59 年 12 月 29 日閣議決定）に従い、地方公共団体に対する国の関与、必置規制及び許認可等の整理合理化を行ったものであること。

第 2 改正の内容及び運用上留意すべき事項

- 1 伝染病予防法関係（略）
- 2 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律関係（略）
- 3 理容師法、美容師法及びクリーニング業法関係（略）
- 4 狂犬病予防法関係

(1) 改正の内容

犬の所有者が、その犬について受けさせなければならない狂犬病の予防注射の期間を 6 か月ごとから毎年 1 回に改めたこと。

(2) 運用上留意すべき事項

今回の改正法は、昭和 60 年 10 月 1 日より施行されること。また、関連の省令の改正は追って行う予定である。

5 と畜場法関係

(1) 改正の内容

と畜検査員についてと畜場 1 について 1 名以上の割合で置くこととする設置基準を廃止したこと。

(2) 運用上留意すべき事項

ア 今回の改正法は、公布の日から施行されること。

イ と畜検査員については、引き続きと畜場におけると殺頭数を十分勘案して適正な配置を図られたいこと。

○ 狂犬病予防法施行規則の一部改正について

〔昭和 60 年 9 月 14 日 衛乳第 40 号
各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长宛 厚生省生活衛生局長通知〕

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理，合理化等に関する法律（昭和 60 年 7 月 12 日法律第 90 号）により，狂犬病予防法の一部が改正されたことに伴い，狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令が昭和 60 年 9 月 14 日，厚生省令第 38 号をもって公布されたので，左記事項に留意のうえ，これが運用に遺憾のないようにされたい。

記

第 1 改正の内容

1 法第 5 条第 1 項の規定に基づく狂犬病の予防注射の時期について

- (1) 生後 91 日以上の子犬（次のア，イ及びウに該当する犬を除く。）を所有している者（所有者以外の者が管理している場合にはその者。以下同じ。）は，その犬について 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

ア 前年の 3 月 2 日以降に予防注射を受けていない犬又は受けたかどうか明らかでない犬であって，その年の 3 月 2 日から 5 月 31 日までの間に所有（所有者以外の者が管理している場合は管理。以下同じ。）されるに至ったもの。

イ その年の 3 月 2 日以降に予防注射を受けていない犬又は受けたかどうか明らかでない犬であって，その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に所有されるに至ったもの。

ウ その年の 3 月 2 日以降において，既に予防注射を受けた犬。

- (2) 次のア及びイに該当する者はその犬について，所有するに至った日から 30 日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

ア 生後 91 日以上の子犬であって，前年の 3 月 2 日以降に予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを，その年の 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間において所有するに至った者。

イ 生後 91 日以上の子犬であって，その年の 3 月 2 日以降に予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものをその年の 6 月 1 日から 12 月 31 日までの間において所有するに至った者。

2 狂犬病予防注射済票について

狂犬病予防注射済票の様式を改め，各年度ごとに使用する色について，昭和 60 年度は青，昭和 61 年度は黄，昭和 62 年度は赤とし，以後これを順次繰り返すこととしたこと。

第 2 施行期日及び経過規定

1 施行期日

この改正は，昭和 61 年 10 月 1 日から施行するものとしたこと。

2 経過規定

- (1) 改正後の規定にかかわらず，昭和 60 年度については次のとおり経過規定が設けられたこと。

ア 昭和 60 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に既に改正前の規定による狂犬病の予防注射を受けた犬については，昭和 61 年 3 月 31 日までの間，改正後の狂犬病予防法施行規則第 11 条の規定は適用しないこととしたこと。

イ 生後 91 日以上の子犬で昭和 60 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間に改正前の規定による狂犬病の予防注射を受けていない犬（次のア及びイに該当する犬を除く。）を所有する者は，その犬について昭

和 60 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に狂犬病の予防注射を受けさせなければならないこととした。

(ア) 10 月 1 日以降に予防注射を受けていない犬又は受けたかどうか明らかでない犬であって、10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に所有されるに至ったもの。

(イ) 10 月 1 日以降に既に予防注射を受けた犬。

ウ 生後 91 日以上で昭和 60 年 10 月 1 日以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至った者は、その犬について所有するに至った日から 30 日以内に予防注射を受けさせなければならないこととしたこと。

(2) 狂犬病予防注射済票について、改正前の様式による昭和 60 年 4 月から 6 月までに実施する予防注射の注射済票は、改正後の様式による昭和 60 年度に実施する予防注射の注射済票とみなすこととしたこと。

第 3 運用上の注意

1 狂犬病の予防注射について

(1) 狂犬病の予防注射の時期については、年度を単位として規定されたものであること。

(2) 狂犬病の予防注射の時期については、次の考え方を基本に設定されたものであること。

ア 生後 91 日以上で犬を所有する者は、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間にその犬に予防注射を受けさせること。

イ 生後 91 日以上で犬であって、狂犬病の免疫のない犬を新たに所有するに至った者は、所有するに至った日から 30 日以内にその犬に予防注射を受けさせること。

ウ ア及びイの義務が重複する場合にあっては、イに基づき受けさせること。

2 狂犬病予防注射済票について

本年 4 月から 9 月までの間に交布された、又は、交付されずに各都道府県等が保有している改正前の様式による昭和 60 年 4 月から 6 月の間に実施する予防注射の注射済票については、改正後の様式による昭和 60 年度に実施する予防注射の注射済票とみなすこととしたこと。

3 狂犬病予防注射頭数の減少防止について

狂犬病の予防注射が毎年一回となることにより、予防注射の実施率が低下することのないよう効果的、効率的な予防注射の実施について鋭意努力されたいこと。特に昭和 60 年度については、新しい狂犬病予防注射制度への移行の時期でもあるところから、市町村、獣医師会等関係者と十分に協議し、登録、予防注射等狂犬病予防対策に万全を期されたいこと。

○ 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律の施行について

〔平成 6 年 11 月 30 日 衛乳第 175 号
各都道府県知事・各政令市長宛 厚生省生活衛生局長通知〕

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律が、平成 6 年 11 月 11 日法律第 97 号をもって公布されたことに伴い、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）の一部が改正された。その改正の趣旨及び内容等は、左記のとおりであるので了知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律については、国民の負担軽減や行政事務の簡素化を図るため、公的規制の緩和等の推進を当面の重要課題と位置付けた「今後における行政改革の推進方策について」（平

成6年2月15日閣議決定)に従い、許可、認可等の整理及び合理化を行ったものであること。

第2 狂犬病予防法の一部改正の内容等

1 改正の内容

- (1) 毎年行うこととされている犬の登録について、未登録の犬を取得したときにのみ登録することと改めたこと。
- (2) 犬の死亡又は犬の所在地等の変更をしたときは、その旨を届け出なければならないものとするとともに、その届出を行わなかった場合の罰則の規定の整備を行ったこと。

2 運用上留意すべき事項

- (1) 狂犬病予防法の一部改正部分(許可、認可等の整理及び合理化に関する法律第7条及び附則第6条)の施行期日は、平成7年4月1日であること。
- (2) 経過措置として、平成7年4月1日において、現に犬を所有している者については、平成7年4月1日から30日以内に登録を申請しなければならないとされたこと。
- (3) 関連の政省令の改正は追って行う予定である。

○ 狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

〔平成7年2月6日 衛乳第15号
各都道府県知事・各政令市長・各特別区区长宛 厚生省生活衛生局長通知〕

狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という。)及び狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(以下「改正省令」という。)が平成7年1月25日政令第10号及び平成7年2月6日厚生省令第2号をもってそれぞれ公布され、狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下「施行令」という。)、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「施行規則」という。)等の一部が改正されたので、左記事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

許可、認可等の整理及び合理化に関する法律(平成6年法律第97号)により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の一部が改正されたことに伴い、施行令及び施行規則等の一部を改正し、犬の登録に関する手続等について所要の規定の整備を行ったものであること。

第2 改正の内容

1 狂犬病予防法施行令の一部改正(改正政令関係)

(1) 登録の消除

法第4条第4項の規定に基づき、登録を受けた犬の所有者から、犬が死亡した旨の届出があったときは、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長(以下「都道府県知事等」という。)は、その犬の登録を消除しなければならないものとされたこと。(施行令第2条)

(2) 登録の変更等

① 法第4条第4項の規定に基づき、犬の所有者から、犬の所在地その他厚生省令で定める事項を変更した旨の届出又は同条第5項に基づき犬の所有者の変更があった旨の届出があったときは、都道府県知事等は、当該登録を変更しなければならないものとされたこと。(施行令第2条の2第1項)

② 法第4条第4項の規定に基づき、犬の所有者から、当該都道府県知事等の管轄する区域以外の区域から当該都道府県知事等の管轄する区域内に犬の所在地を変更した旨の届出があったときは犬の所有者に、犬の旧所在地を管轄する都道府県知事等が交布した鑑札と引換えに鑑札を交付するとともに、犬の旧所在地を管轄する都道府県知事等に通知しなければならないものとされたこと。(第2条の2第2項)

③ ②の通知を受けた都道府県知事等は、当該通知をした都道府県知事等に、その犬の原簿を送付しなければならないものとされたこと。(施行令第2条の2第3項)

2 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正関係(改正政令第2条関係)

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)附則第12条の規定により、特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、当分の間都知事が管理し、及び執行する事務として犬の登録の変更等に関する事務を追加する等所要の規定の整備が行われたこと。

3 狂犬病予防法施行規則の一部改正(改正省令関係)

(1) 登録の申請

法第4条第1項の規定に基づき登録の申請をしようとする者が、提出すべき申請書の記載事項から犬の体格を削除する等所要の規定の整備が行われたこと。(施行規則第3条関係)

(2) 変更の届出をすべき事項

法第4条第1項の規定に基づき変更の届出をすべき厚生省令で定める事項が犬の所有者の氏名及び住所とされたこと。(施行規則第7条関係)

(3) 犬の死亡の届出

① 法第4条第4項規定に基づき、犬の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる項を記載した届出書を提出しなければならないものとされたこと。(施行規則第8条第1項関係)

ア 死亡した犬の死亡の当時における所有者の氏名及び住所

イ 登録年度及び登録番号

ウ 死亡の年月日

② ①の届出書には、鑑札及び注射済票を添付しなければならないものとされたこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。(施行規則第8条第2項関係)

(4) 登録事項の変更の届出

法第4条4項又は同条第5項に基づき、登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならないものとされたこと。(施行規則第9条関係)

ア 所有者の住所及び氏名

イ 登録年度及び登録番号

ウ 変更した事項(当該事項に係る新旧の対象を明示すること。)

(5) 狂犬病の犬の届出事項

法第8条第1項の規定に基づき、獣医師又は犬の所有者が保健所長に届け出るべき事項は、その犬の所有者の氏名及び住所、登録年度及び登録番号並びに犬の体格とされたこと。

4 施行期日等

(1) 施行期日（改正政令附則第1項、改正省令附則第1項関係）

この政令及び省令は、平成7年4月1日から施行すること。

(2) 地方公共団体手数料令の一部改正（改正政令附則第2項関係）

地方公共団体手数料令（昭和30年政令第330号）第1条第1項第72号に定める犬の登録手数料の上限額が1頭につき2200円から3000円に、同項第73号に定める犬の鑑札の再交付手数料の上限額が900円から1600円にそれぞれ改正されたこと。

第3 運用上の注意事項

1 登録制度の改正により、登録及び狂犬病予防注射の実施率の低下等狂犬病予防対策に支障が生じることのないよう、犬の所有者に対して、この新制度の内容及び狂犬病の危険性を周知徹底すること。

なお、この広報に当たっては、関係市町村及び獣医師会の協力を得て行うこととされたいこと。

2 登録制度の改正に伴い、犬の登録原簿の管理が重要になることから、登録事務のコンピューター化を講じる等により、当該事務の迅速化及び適正化を図られたいこと。

3 犬の登録手数料等については、改正後の登録事務に要する経費を勘案し改正したものであり、犬の登録手数料を改正する場合にあっては、各都道府県等の登録事務に要する経費の実費を勘案し定めることとされたいこと。